

産声時代の文化財保護(1)

—その法規化の経緯と制定目的—

森田 孝



文化財保護法の誕生

敗戦当時は、明治以来の帝国主義軍国主義を信じ、神風日本が敗れる筈はないと思っていた。敗戦の詔勅が疲弊し切った国民を虚脱状態にした。文化国家建設の唱導は国民全体に曙光を与えた。社会的合言葉となり、政治問題化した情勢の中から文化財保護法が生まれた。

無派閥政治集団とも言える当時の参議院緑風会に属しておられた作家山本有三氏と田中耕太郎法学博士との話し合いが因となって、広がり行つて生まれた議員立法だった。もちろんその制定審議の経過には、文化財保護委員会発足を一年遅らせた衆参両院の功名争いがあり、衆議院案と調整が行われ、最終的には参議院議員の議員提出になった。とにかく議員立法だったからか、当時官房総務課長として法令立案も職務の一つだった私も、司令部の指揮介入で困惑し、考えあぐねた記憶はない。私事で恐縮だが、私は終戦直後外務省に設けられた司令部とわが国政府との間の連絡機関、いわゆる間接統治のための終戦連絡中央事務局の政治部文教課長に転出させられていたし、戦後の新学制については、いわゆる六・三制義務教育化が始まった

昭和二十二年四月一日付で、私は文部省に帰って数か月経ったばかりであったのに、新制中学校（当時は教育内容だけでなく財政関係も所掌していた）のため新設された中等教育課長を拝命したので、占領政策の要綱は身をもって体験したと思うが、その要綱の中軸である軍国主義超国家主義を徹底的に払拭し、民主主義（司令官以下占領統治はアメリカ人中心で実施されたから、アメリカ的民主制と言うべきであろう）をわが国に敷くことであり（文部省設置法の立案も私が官房文書課長として担当させられた）、教育内容に中央集権を促す要因となる補助金交付や許認可事務事項の所掌は管理局に集中させられた（従って、当時は管理局のことを雑務局と俗称し合った）。中等教育課で、新制中学新設に伴う補助金交付事務は、当初なかった。この時の国を上げての騒動や明治以来始めての地方公共団体の施設設備としての公立学校に国庫補助を年度途中で始めた経緯は、文部省一〇〇年史にも欠けている重要な内輪話であるが、本稿の目的でないからここでは省略する。

文化財保護行政の発足

とにかく徹底した中央集権的文教行政の出現を排除しようと

して立案させられた文部省設置法と前後して制定された文化財保護法が、強い中央集権的内容で出現したことは、当時を知る者には珍しく重要なことである（地方公共団体に、国法に準じた文化財保護条例が簇出したのは、ずっと後のことである）。中央集権の内容の一例は、文化財の修理（時には防災も）工事費に対する国庫補助金が平均八割で比較的高率（後に若干引き下げられた由）であり、地元地方公共団体の補助が一割有れば持ち主は一割の拠出で済むことになり、又、少額補助（例えば渡来鳥のエサ代）も認められた。観光料の徴収も認められた。その反面持ち主といえども、そのような補助の対象となつた指定物件を権利移動するには、文化財保護委員会の許可を要件としていた。

このような内容上の特色を書けば切りがない。とにかく文化財保護法発足当時は、新聞始め世評形成を先導するものまでが、「文化は財物なのか」と批評する世論が横行し、文化財という言葉が常用語になるまでには、相当の年月と努力が必要であつた。

この法律制定の根本趣旨を達成しなければならない。紙数の関係で要約して例記する。

第一は、文化財保護法の目的は、あくまで指定文化財を通じ、伝統文化の真髄を活用し、地球社会的広汎な文化領域に、現実的にわが国の伝統文化の存在を知らしめ、人類文化の向上に役立たせることにある。保護はあくまで活用の前提的条件である。そこに、これから行うべき分野が広く多く残っている。

第二には、その保護のための指定物件の現状維持に、心をこめて（あるいは自発的ボランティア的に、そのこと自身を目的として）、しかも最新の科学的手法を用いて努めねばならない。特にわが国は高温多湿である。その上木造物が多い。私は現職の頃連れて行かれた比叡山の奥の院（？）の縁の下で、平常で

も雨だれのように、堂内湿気が集中して流れ落ちていた様子を今でもよく想い出す。

第三に行財政に触れておく。財政についての想い出は、現在も苦勞しておられるであろう少額補助の打ち切り論で、大蔵省が攻めてくる毎年とも言える例である。天野文相の時だったから文化財発足の始めの頃だったろう。予算閣議直前まで大蔵省がどうしても折衷案さえ出さず応じない。従つて閣議後計数整理で若干色を付けることもできない。閣議の日の早朝、大臣の私宅（たしか武蔵野の西郊だった）へ飛び込んだ。大臣は閣議に間に合わせるため既に外出着で玄関に出られ、私を見下して怒鳴られた。私は平身低頭しながら、総理官邸迄同車をお願いし、自動車の中で「法律で国家規制を規定し、国民の自由を奪い、経済的負担を強化することは、少なくとも平時、民主制下としてはならぬ。その原則だけ閣議で諒承して貰つて下さい。予算の規模は、その閣議決定に基づいて事務的に接渉するから」と繰り返して歎願した。大臣は一言の返事もされなかったが、鹿兒島の鶴のエサ代等少額補助金はその結果継続予算化された。

また、必要な職員の確保についてもいろいろ苦勞したが、当時の本間美術工芸課長（刀剣史で学位をとつた大家）から教わつた「刀一本の鑑定にも、刀身（鋼鉄）、柄（染織）、鐔（飾り細工鉄）、鞘は木竹と四人の専門家が必要だから素人が考えるように簡単に整理できない」という口実でなんべんも繰り返して切り抜けることにしていた。（以下、次号につづく）

森田 孝（もりた・たかし）

明治38年、愛知県生まれ。東京帝国大学法学部卒業。
文化財保護委員会（現、文化庁文化財保護部）初代事務局長。

産^{うぶ}声^{こえ}時代の文化財保護(2)

— 伝統文化の活用 —



森田 孝

行財政改革に関する補筆

昭和二十七年日本が主権を回復してからの行財政改革は、毎年色々の名目を使って行われた。例えば能率の向上や責任の明確化を名目とした行政委員会の独任制への改革である。占領統治後三十有余年の中には、その必要性を認めてもよいものもあったが、他方で、明治以来六十年間も続いた中央集権的国家行政の官僚制への郷愁が、国民の中に当時（天皇制下教育勅語を中心とした教育で育てられた国民が大多数を占めていた世代社会）アメリカ的民主主義の思想から生まれた制度内容に、少くも違和感を抱いている者も少なくなかった世論に支えられて噴出し、整理されたものもないでもなかった。文化財保護委員会存続の名義を模索するのが私の任務だった。司法権の行使、つまり裁判は今でも厳正中立公正保持と一般的に信頼され、誰も存続を疑う者はない。その信頼の原因は制度的な保障が数か条あるからで、その中に合議制や公開制がある。現に公安委員会や公正取引委員会等は準司法的機能を有するものとして、少数残された行政委員会制度として存続している。

文化財保護委員会は、わが国の文化財を伝統文化の象徴として国家的責任で保存する物とするか否かを適正に評価し、指定しなければならぬ。明治以来の文部大臣の国宝指定は確かに独任制と言え、その時代の審議会は国宝保存会と言って、

各分野の最高権威を持った専門家一人ずつが簡抜構成されてい

た。もちろん文部大臣は原則としてその保存会の答申通りに指定していたのが実情である。その結果、その保存会の委員の造詣が特に深い専門分野は比較的狭く、その上各人の評価基準や好みの傾向に強い独自性を示すおそれもある。文化財の評価指定が客観的に適正であるためには、同一専門分野の人を複数にし、その合議の結果をまた全体会議に掛け、全体としての均衡を保った答申内容を、確定することが必要である。その答申を受けて最終決裁をする機関は、これらの答申内容を広くて高い文化的教養を備え、かつ国家的意義を持って判断し得る権威者を集め、その合議により評価し、適正中立を保持するものでなければならぬ。文化財保護委員会は準司法的機関ではなかったが比較的長く委員会制度で存続し、現在のように他の関連分野（といっても、後述文化財の活用にはいずれも必要不可欠な分野）と合併して独任制になっても、文化財保護行政は、比較的微細な事項まで法令上専門審議会の議を経なければ施行し得なくされている分野である。行政委員会制保持のための経費と財政整理の波との闘いは激烈だったが、ここでは詳説しない。それよりも更に重要な事項があるからである。

文化財保護への期待

文化財保護法は、わが国の伝統文化の中で、わが国の独自の文化の象徴たるものを簡抜して、指定し、これを活用して人類文化の向上に寄与することを目的として制定された。本来なら文化

■特集：文化財保護法制定35年

財保護活用法と名づけるべきだったかも知れない。もちろん指定保護面にも幾多の課題が残存している。いずれ後述するが、まず何よりも必要なことは、わが国の伝統文化の真髄は何かということである。二十数年前私が文化財行政の現職に居た頃、松田権六先生（蒔絵の大家、早くから人間国宝に指定され、文化勲章の受章者でもある）が、度々私の執務室を訪れられ、文化財指定の根本精神を説いていかれた。私はそれに刺激され、同調して、今、東京国立博物館構内にある筈の日本工芸会を作った。各種の工芸家の集まりで社団法人である。毎年会員の作品を選抜して展覧会を催していたが、最近数年どのような基準で運営されているか全く知らない。しかし、伝統文化の真髄の抽象的理論的研究（それもあつた方がよい）よりも、現実的具体的にその精神に基づいて製作し、生活し、行動に現わすことに存する文化的真髄を意識し得るよう指導することである。

殊に現在の情報化は科学技術的に急進し、光ファイバーやコンピュータのソフト面が、世界を一つの生活単位の如く包括的相関的に急変させつつあり、独自の価値観の確立がなかったなら融和調整の段階から知らぬ間に自己存在の滅失に陥っている結果となる。個人的にも国家的にも同様のことが予測し得る。

文化財の活用の他の一面は、指定文化財やその真髄を基盤として作られた現代の物や人々の言動から、その直髄を庶民大衆が意識的に自他に解明し得るよう教育教化することである。

これには耐えざる努力が必要で、地味な積み重ねを要する。本誌も同じ目的で公刊されていると思うが、私の文化財保護委員会在職中にも数冊の解説書を公刊し、又、続いて各地方公共団体その他の施設や地域でも、それぞれの関係する文化財解説書が作られた。ただ、博物館美術館、その他展覧会で陳列品に付せられる題や解説は専門用語の外、大衆に分かるように解説することが必要である（これは言うはやすいがなかなか行われぬ）。指導解説に必要な経費を予算要求した時、大蔵省の担当官は

「文化財保護委員会には、社会教育もするののか」と聞かれた。私は「そうですよ。単に社会大衆に対してだけでなく、学校教育の中でも体系的にとり入れてもらい、国や地域の文化財についてだけでなく、各自の家庭や内外における言動の中に現れる伝統文化的要点を鮮明に理解させ、誇りを意識して内外に解説し得る素養を付けてもらうことが、伝統文化保全の基礎でもあり、文化財保護が国家的使命であるゆえんでもあると思っています」という趣旨の陳述をしたことを想い出す。

このことに関連し、想い出すことは、法隆寺金堂焼失事件の突発である。文化財保護法案が国会で各政党（共産党も含む）一致で成立したのも、共産党も元来民族文化の独立を標榜していたこともあるが、この超国宝級の金堂の壁画が焼失した衝撃の広さ深さも影響していたであろう。時の文部大臣始め文部省の関係幹部の進退にも影響した程である。私はこの火災の原因が、この壁画模写に携わる画家達の防寒用を買った暖房器からの漏電だったと聞き、わが国が世界に誇る超国宝の保存のために使われる重要任務であることを意識しなかつた係員の不注意の結果と知り、文化財の指定保全の重要性を大衆に知悉させる活用の軽視が素因と気づき、その火災の日を文化財防災デーとして、全国で文化財保護防災の訓練を毎年繰り返し行つてもらつて、それぞれの指定文化財の価値と重要性を体得してもらう機会にしようとした。最近、ますます大掛りな訓練が行われているようだが、肝心の当初の目的である「活用のために保護しなければならぬ指定文化財が伝統文化の真髄たる意義」を大衆に徹底する一方途であることを少なくとも主宰者は忘れないで、その教育教化の方法を考究されたい。

森田 孝（もりた・たかし）

明治38年、愛知県生まれ。東京帝国大学法学部卒業。

文化財保護委員会（現、文化庁文化財保護部）初代事務局長。